

<区役所等で行う主な手続きをご案内します。このほかに手続きが必要な場合もあります。>

市内・区内で転居したときの手続き（厚別区2026年度版）

チェック	必要な手続き	窓口（電話）	持参するもの	手続きのしかた・手続きが必要な方
	住民票の転居届	戸籍住民課 住民記録係 1階 3番 895-2452	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の本人確認書類（運転免許証・資格確認書等） マイナンバーカード 	<p>住み始めた日から14日以内に、新たにお住まいになった区の区役所に届出をしてください。 ※住み始める前に届出をすることはできません。</p> <p>（外国人住民の方） 在留カード等の居住地届も兼ねていますので、異動者全員のカードをお持ちください。</p>

以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は忘れずに手続きしましょう。

印鑑登録の住所変更	手続きは不要です。住民票の転居届により、印鑑登録の住所は自動的に変更されます。			
マイナンバーカードの新規申請	戸籍住民課 住民記録係 1階 3番 895-2452	希望者には交付申請書を窓口で交付します。 ◆詳しくは窓口へお問い合わせください。		
マイナンバーカードの住所変更		・マイナンバーカード	◆窓口へお問い合わせください。	
マイナンバーカードの署名用電子証明書の申請		署名用電子証明書は住所変更に伴い失効するため、引続き利用される方は窓口で手続きが必要となります。 ◆詳しくは窓口へお問い合わせください。		
小・中学校の転校手続き		転居届の際に窓口で入校票を発行します。入校票と在学証明書を転居先の学校へ提出してください。		
国民健康保険の住所変更	保険年金課 保険係 1階 9番 895-2594	<ul style="list-style-type: none"> 保険証（資格確認書、資格情報のお知らせ） 限度額適用認定証（交付を受けている方） 特定疾病療養受療証（交付を受けている方） 		国民健康保険に加入している方は、引越し先の区役所で住所等の書き替えが必要です。
後期高齢者医療制度の住所変更				窓口にお越しにならなくても、資格確認書・資格情報のお知らせなどは後日郵送されます。
介護保険の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> 介護保険証（交付を受けている方） 		引越し先の区役所で保険証の書き替えが必要です。
介護保険負担割合証・負担限度額認定証の住所変更	保健福祉課 給付事務係 2階 5番 895-2478	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証 		住所変更の手続きをしてください。
国民年金の住所変更（加入されている方）	手続きは不要です。（転居届出後、日本年金機構が住所変更の確認をします。）			
国民年金の住所変更（受給されている方）	新さっぽろ年金事務所 892-9313	新さっぽろ年金事務所にお問い合わせください。（マイナンバーが収録されている場合、届出が不要となります。）		
特別奨学金の住所変更	保健福祉課 地域福祉係 2階 1番 895-2465	住所変更の手続きをしてください。		
児童手当の住所変更	手続きは不要です。ただし、受給者と児童が別居した場合には手続きが必要です。			
子ども医療費受給者証の住所変更	保健福祉課 福祉助成係 2階 2番 895-2474	・受給者証		住所変更の手続きをしてください。
児童扶養手当・特別児童扶養手当の住所変更		・手当証書（児童扶養手当のみ）		住所変更の手続きをしてください。

チェック	必要な手続き	窓口（電話）	持参するもの	手続きのしかた・手続きが必要な方
	災害遺児手当の住所変更			住所変更の手続きをしてください。
	ひとり親家庭等医療受給者証の住所変更	保健福祉課 福祉助成係 2階 2番 895-2474	・受給者証	住所変更の手続きをしてください。
	重度心身障がい者医療費受給者証の住所変更		・受給者証	住所変更の手続きをしてください。
	心身障害者扶養共済制度の住所変更			住所変更の手続きをしてください。
	身体障害者手帳の住所変更	保健福祉課 相談受付担当係 2階 7番 895-2481	・身体障害者手帳	住所変更の手続きをしてください。
	療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の住所変更		・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳	住所変更の手続きをしてください。
	福祉サービス		・福祉サービスの受給者証	住所変更の手続きをしてください。
	自立支援医療		・自立支援医療受給者証	住所変更の手続きをしてください。
	特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当の住所変更		・身体障害者手帳 ・療育手帳	住所変更の手続きをしてください。
	乳幼児健診日の変更	健康・子ども課 地域保健係 3階 31番 895-1881	・母子健康手帳	◆窓口へお問い合わせください。
	特定医療費（指定難病）受給者証の住所変更	健康・子ども課 保健予防係 3階 32番 895-1881	・受給者証	特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方
	母子寡婦福祉資金の住所変更	健康・子ども課 子ども家庭福祉担当係 3階 33番 895-2512		資金の貸し付けを受けている区の母子・婦人相談員へご連絡ください。
	飼い犬の登録変更	健康・子ども課 生活衛生担当係 3階 34番 895-5921		犬を飼育している方。窓口での届出、または動物愛護管理センター（Tel736-6134）へご連絡ください。
	原動機付自転車・小型特殊自動車の標識交付証明書の住所変更	中央市税務事務所 中央区南3条西11丁目 596-6932	・標識交付証明書 ・本人確認書類（運転免許証等）	原動機付自転車または小型特殊自動車をお持ちの方で、転居後の住所が記載された標識交付証明書が必要な方 *原動機付自転車には排気量125 cc以下または定格出力1.0 kW以下の2輪バイクや電動キックボード等、ミニカーが該当します。 ※郵送でも手続きできます。（HP参照）
	自動車税種別割の住所変更（普通自動車）	札幌道税事務所 自動車税部 746-1190	・車検証	札幌道税事務所自動車税部へお問合せください。（車検証の住所変更をした方は手続き不要です。）
	固定資産税所有者住所変更	東部市税事務所 大谷地東2丁目4-30 大谷地アドバンシービル3階 802-3917		当区に土地・建物のある方は、住所変更の手続きをしてください（電話・はがきでの手続きも可）。